

第3節 粗付加価値部門

1 内閣府担当部門

9110-010 宿泊・日当

9110-020 交際費

9110-030 福利厚生費

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料 を含む)	経済社会総合 研究所	
2	税務統計からみた法 人企業の実態(12年)	国税庁長官官 房企画課	
3	産業連関表(7年)	総務省統計基 準部	

2 生産額(4に係るものと除く)

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料1から、「交際費」については資料2から産業分の額を求めた。政府、非営利分については資料3を利用して「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」のそれぞれごとに、産業分と政府分、非営利分の比率を求め、産業分の額に乗じて求めた。そして、「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」それぞれについて産業、政府、非営利分を合計して生産額を求めた。

3 産出額(4に係るものと除く)

基本分類別の「(平成7年表の宿泊・日当、福利厚生費、交際費/同生産額)×平成12年表の生産額」により産出した値をウェイトとして各列に配分し、一次推計値とした。

4 携帯電話機の取引に係る家計外消費支出(交際費)

平成12年表においては、「無線電気通信機器」から「携帯電話機」が分割・特掲されているが、携帯電話機は、移動通信事業者の介在もあり、複雑な価格体系により販売されていることから、携帯電話機の生産者価格と購入段階の価格に大きな差が生じている。このため、産業連関表では、その価格差を移動電気通信部門の直接経費とみなし、「7312-02移動電気通信」と「9110-020交際費」との交点に計上し、また、同額を、携帯電話機部門「3321-021携帯電話機」から「9110-00家計外消費支出(列)」に産出する扱いとした。直接経費については、経済産業省が推計しており、前記「2生

産額」及び「3産出額」による当府の推計額に、別途、加算した。

5 推計上の留意点

○ 「福利厚生費」の概念・定義について

福利厚生費は、企業が社員の福利厚生のために支出した費用を計上する項目であり、企業が実際の生産活動に要した財貨・サービスを計上する内生部門とは概念的には区別できる。

問題は個々の財貨・サービスを「福利厚生用」「本来の生産活動用」に実際に分けられるかであり、ある一つの財貨が同じ一つの列部門で両者のために使用されたり、ある列部門では「福利厚生用」のみが他の列部門では「本来の生産活動用」であったりすることが少なくないことである。この点が整理されないと、中間投入と粗付加価値部門に属する福利厚生費との間の区分けが具体的には明確にならない。

平成12年表では、このような列部門ごと及び個々の財貨・サービス(行)ごとの整理(列(生産活動)×行(財貨・サービス)のマトリックスのセルごとに福利厚生用か否かを判断し整理すること)ができず、従来どおりの推計となつた。

なお、概念での整理は以下のとおり

福利厚生費の概念整理

1 福利関係

休憩所、仮眠室、洗面所、給湯室等の備品・消耗品、その他(社員の福利のための契約旅館等への支払い等)

注1) 社員食堂等(企業負担分)の経費は、現物給付として「雇用者所得」に含まれるので、列側では「家計消費支出」が「一般飲食店」または個々の食材を直接投入する。

注2) 企業が社員のために設ける宿泊所、保養所の活動は「旅館・その他の宿泊所」(8613-01)に含まれる。

注3) 企業が設置する寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は「住宅賃貸料(帰属家賃)」(6422-01)に含まれる。

2 保健衛生医療関係

医务室、その他(予防接種、健康診断、人間ドック補助等)に係る備品・消耗品

3 娯楽・スポーツ関係

体育館、グラウンド、プール、各種コート等の備品・消耗品、その他(フィットネスクラブ・遊園地・ゴルフ場との法人契約、社員旅行・スキ

ツアーア等への補助等)
4 上の 1~3 の施設関係の間接費用
維持管理費、光熱・水道料、賃貸料等

9401-000 営業余剰

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表（7年）	総務省統計基準部	
2	国民経済計算年報（12年）	経済社会総合研究所	

2 生産額及び産出額

資料 2 により、国民経済計算と産業連関表の概念調整をした上、暫定的に国内総生産を求め、資料 1 等により各列部門の値を推計した。しかしながら当該部門は、各列部門の残差項であり、また、推計資料等情報が少ないことから、列側の推計値を優先的に考慮して推計した。このため、資料 1 の投入計数等を使用し列側推計値をチェックした。

なお、最終需要部門と粗付加価値部門の二面等価のための調整を、本部門と「9000-00分類不明」(列)との交点で行った。

9402-000 資本減耗引当

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表（7年）	総務省統計基準部	
2	国民経済計算年報（12年）	経済社会総合研究所	

2 生産額

主に資料 2 の値を利用し、このうち「産業」「対家計民間非営利サービス生産者★」部門のみ (=「政府サービス生産者★★」部門を除く) を対象として積み上げた。

なお、資料 2 では、非金融民間法人企業分について「法人企業統計」(財務省) 等を利用するほか、金融・保険業分、住宅賃貸料分、対家計民間非営利サービス

生産者 (★) 分等を別々に推計し、合計して本部門の総額 (国内生産額) とした。

ただし、12年表では資料 2 に概念上まだ取り込まれていない「ソフトウェア・プロダクト」分を計上する必要があることから、従来、家計で使用するものを除き全額中間消費扱いをしていたもののうち、固定資本形成に該当するもの (耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上) を対象として、「9403-000 資本減耗引当 (社会資本等減耗分)」と分割した上で加算している。

3 産出額

資料 2 においては、「企業内研究」「再生資源回収・加工処理」について部門を設定しておらず、各産業の中に含めているので、これを個別に推計する。

推計式は、「7年 I O 当該部門資本減耗 / 7年 I O 資本減耗計 × 12年 S N A 資本減耗計 (「ソフトウェア・プロダクト」分、「社会資本減耗」分を除く)」とする。

次に、資料 2 の資本減耗合計から上述部門の推計額を引いたものを加工 C T とし、資料 2 の産業別固定資本減耗の比率を用いて S N A ベースの固定資本減耗を作成する。

これを、資料 1 及び平成12年簡易延長産業連関表に基づく構成比等により基本分類へ按分した。

なお、「対家計民間非営利サービス生産者★」の「ソフトウェア・プロダクト」分については、他の産業部門と切り分けて別途推計した。

注) 7年表との平仄をそろえるための処理

9403-000 資本減耗引当 (社会資本等減耗分)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表（7年）	総務省統計基準部	
2	国民経済計算年報（関係する部内資料を含む）	経済社会総合研究所	
3	日本の社会資本一世代を超えるストック (11, 12年度)	政策統括官(経済財政・経済社会システム担当)	
4	各種 (一般会計、特別会計) 決算書 (11, 12年度)	財務省主計局	

5	財政金融統計月報 (国有財産特集) (12年)	財務省財務総合政策研究所
6	公共施設状況調査 (12年)	総務省自治財政局

2 生産額

資料 2、資料 3 のデータ等をもとに推計した。

具体的には、「資本減耗引当（社会資本等減耗分）」の構成を、①「社会資本」分、②「政府建物等」分、③「ソフトウェア」分、の三つに分けた上でそれぞれを推計し、最後にこれらを合算している。

①は、資料 3 から得られる「道路」「港湾」「航空」「下水道」「廃棄物処理」「都市公園」「自然公園」「治水」「農業（灌漑施設）」「林業（林道）」「漁業」「学校施設」「社会教育施設等」の13部門別・年度別の資本形成額データをもとに耐用年数で除することで推計した（年度→暦年換算処理等も同時に実行している）。

※ 「農業」「林業」については、資料 3 データから土地分の値を分割することができなかつたため、他の資料データを補足的に活用することで、今回は「農業（灌漑施設）」「林業（林道）」として計上している。

②は、資料 4～6 にて政府建物価額（対象資産価額）を求め、これに償却率（定額法、旧大蔵省令に基づく）を乗じることで推計、また資料 4 の対象外となる機関については当該機関の決算書等に基づいて推計、最終的にこれらを合算することで計上。

③は、受注ソフトウェアとソフトウェアプロダクトを対象としており、受注ソフトウェアは SNA 資料のソフトウェア業の産出先における資本形成分を対象とし、ソフトウェアプロダクトは、従来、家計で使用するものを除き全額中間消費扱いしていたが、このうち固定資本形成に該当するもの（耐用年数が 1 年以上で購入者価格の単価が 10 万円以上）を対象として、これを「9402-000 資本減耗引当」と分割した上で加算している。

なお、この国内生産額は、最終需要部門の「9132-10 中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）」「9132-20 地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）」「9132-30 中央政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）」「9132-40 地方政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）」の合計額と一致する。

3 産出額

原則的に、国内生産額推計において得られたデータによって、産出先が特定できることから、これらのデ

ータに基づいて推計。

ただし、①社会資本分については、「学校施設」「社会教育施設等」以外は「公務（中央・地方）★★★」へ一括計上する。

注）産業連関表では、土地そのものの評価は計上されないことから、土地評価額の除外処理が必要

9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表（7年）	総務省統計基準部	
2	国民経済計算年報（関係する部内資料を含む）	経済社会総合研究所	
3	日本の社会資本一世代を超えるストックー（11, 12年度）	政策統括官（経済財政・経済社会システム担当）	
4	各種（一般会計、特別会計）決算書（11, 12年度）	財務省主計局	
5	財政金融統計月報（国有財産特集）（12年）	財務省財務総合政策研究所	
6	公共施設状況調査（12年）	総務省自治財政局	
7	平成12年簡易延長表	経済産業省調査統計部	

2 生産額

資料 2 の「間接税」（＝「生産・輸入品に課される税」）の計数を基本に、産業連関表の「間接税」との部門概念差（一般政府の手数料等が資料 1 の間接税には含まれていない）を調整して求めた。

ただし、消費税については、資料 2 との概念上の相違（関税・輸入品商品税が産業連関表の「間接税」には含まれていない）から、総務省において別途推計を行い、その値を「国民経済計算」の消費税額の値と差し替えることで計上。

3 産出額

国内生産額を以下の 3 種類の間接税に分割してそれぞれ産出額推計を行い、その後に列部門ごとに合算し、

間接税の額とした。

① 個別の製品・事業者等を対象とした間接税

個々の間接税を特定の1または複数の列部門に格付けた。複数の部門に格付ける場合は、原則として7年表及び12年簡易延長表に基づいて按分で対応した。

個々の間接税の税額の把握には、資料3～5を利用した。

② 多くの産業が対象となる間接税

多くの列部門が対象となる間接税は、資料2による経済活動別部門間配分額(84分類)を利用して配分する。これをさらにI0基本分類まで細分化するため、7年表及び12年簡易延長表に基づいて按分による配分を行った。ただし、自動車関係税や許可及び手数料については、家計が負担している分もあるので、その分を1/2とみなし、「間接税」としては残りの1/2だけを計上している。

③ 消費税

総務省から提供されるデータを活用(財務省提供の「38業種別納税額データ」、総務省の「本社等の活動実態調査結果」に基づいて得られた数値を、平成12年簡易延長表の数値等から得られる理論上の納付額・還付額で按分を行い、処々のネガティブチェックを加えて推計額を計上)

9405-000 (控除) 経常補助金

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	補助金総覧 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
3	厚生労働省(旧労働)資料(11, 12年度)	厚生労働省統計情報部	
4	産業連関表(7年)	総務省統計基準部	

2 生産額

生産額は、資料1の計数を基本とし、(補助金受入先及び個別補助金の部門格付けにおいて) 資料1と12年産業連関表で相違する箇所を加減修正することで推計した。

3 産出額

個々の経常補助金(原則として、政府の決算書の「目」が単位)を特定の1または複数の列部門に格付けることで産出額推計とした。複数の部門に格付ける場合は、資料4による按分によるほか、列部門担当省庁に配分比・配分額の情報提供を依頼するなどした。

4 備考

○ 産出額推計関係

国が行う雇用保険事業のうち、雇用安定等事業は、一定の要件を満たした事業主に対し、雇用安定等給付金等(ほかにも、「技能向上対策費補助金」「日本障害者雇用促進協会交付金」「高齢者雇用確保事業等交付金」「介護労働者雇用改善援助事業等交付金」「短時間労働者福祉事業交付金」「育児休業労働者等支援交付金」「港湾労働者派遣事業等交付金」あり)を給付するものであり、一般的な意味での補助金の交付とは異なるが、産業連関表及び国民経済計算では、従来からこの雇用安定等給付金を経常補助金として扱っている。

平成2年以降では同給付金等の額がかなりの規模となったこともあり、昭和60年表における分類不明への格付けを改め、各列部門(原則全列部門)へ雇用者所得の額等を配分比として活用することにより計上を行っている。

また、経常補助金国内生産額と個別補助金合計との不突合額(差額)については、計数調整会議を経て各列部門に計上している。この不突合分は主に地方政府の補助金として考えることができる。

2 厚生労働省担当部門

- 9311-000 賃金・俸給
 9312-000 社会保険料（雇用主負担）
 9313-000 その他の給与及び手当

取引基本表における粗付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて、雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国勢調査	総務省統計調査部	
2	事業所・企業統計調査（8, 11, 13年）	"	
3	就業構造基本調査（9, 14年）	"	
4	労働力調査	"	
5	科学技術研究調査（11, 12年）	"	
6	平成11年サービス業基本調査	"	
7	特殊法人総覧（12, 13年）	総務省行政管理局	
8	工業統計調査（組替表）	総務省統計基準部	部内資料
9	平成11年サービス業基本調査（組替表）	"	"
10	サービス産業・非営利団体等投入調査	"	特別調査
11	本社等の活動実態調査	"	"
12	通信産業実態調査報告	総務省情報通信政策局	
13	国民経済計算	内閣府経済社会総合研究所	
14	毎月勤労統計調査	統計情報部	
15	就労条件総合調査（10, 14年）	"	
16	賃金構造基本統計調査（12, 13年）	"	
17	林業労働者職種別賃金調査	"	

18	就業形態の多様化に関する総合実態調査	"	
19	屋外労働者職種別賃金調査	"	
20	労働者派遣事業に関する調査	"	特別調査
21	臨時・日雇労働費用等調査	"	"
22	医療施設調査	"	
23	介護・サービス施設調査	"	
24	農業経営動向調査	農林水産省統計部	
25	総合農協統計	農林水産省経営局	
26	漁業経済調査	農林水産省統計部	
27	漁業動態統計年報	"	
28	世界農林業センサス	"	
29	家畜衛生統計	農林水産省畜産部	
30	国有林野事業統計書	林野庁国有林野部	
31	本邦鉱業の趨勢調査	経済産業省調査統計部	
32	企業活動基本調査報告書	"	
33	エネルギー生産・需給統計年報	"	
34	資源統計年報	"	
35	工業統計調査	"	
36	商業統計調査	"	
37	ガス事業統計年報	資源エネルギー庁電力・ガス事業部	
38	電力調査統計	"	
39	地方公務員共済組合等事業年報	総務省公務員部	
40	地方公務員給与の実態	"	
41	地方財政統計年報	総務省自治財政局	
42	地方公営企業年鑑	"	
43	鉄道統計年報	国土交通省鉄道局	
44	陸運統計要覧	国土交通省情報管理部	
45	自動車分解整備業実態調査報告書	国土交通省技術安全部	
46	学校基本調査	文部科学省生涯学習政策局	

47	日本の廃棄物処理	環境省廃棄物・リサイクル対策部		
48	法人企業統計（11, 12年）	財務省財務総合政策研究所		
49	国の予算書	財務省主計局		
50	国家公務員共済組合事業統計年報	"		
51	TKC経営指標	TKC全国会		

2 推計方法

(1) 従業者数の推計

推計を行った従業者は以下のとおりであり、このうち雇用者所得推計の対象となるのは、有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者である。また、役員であっても無給の者や、無償のボランティア労働などは推計対象に含めていない。

- ・個人業主
- ・無給の家族従業者
- ・有給役員
- ・常用雇用者
- ・臨時・日雇雇用者

個人業主、家族従業者は、原則として「国勢調査」の結果に、「就業構造基本調査」の各従業上の地位の副業の数を加えた。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は、主として労働力の需要側の統計である「事業所・企業統計調査」や「工業統計」に基づいて推計した。

部門別には、労働力の需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、「国勢調査」や農林水産省の調査を、また、公務や公営企業などに関連する部門では、予算書等の資料を活用した。

このような使い分けが必要となるのは、

- ・雇用者のいない個人業主を把握するには「国勢調査」の方が適している
- ・雇用者所得推計の基礎となる賃金統計の多くが、「事業所・企業統計調査」の結果に基づいて調査が実施される
- ・「事業所・企業統計調査」の分類の方がより細かく、産業連関表の基本分類に近い
- ・「事業所・企業統計調査」の数字を使うと、自動的に副業者の分もカウントされるため、アクティビティに近い
- ・最もアクティビティに近いと考えられるのは、個々の業務統計や業所管官庁の統計調査であるが、従業上の地位別に推計するには適さない場

合がある

等の理由による。しかし「個人」、「事業所」、「アクティビティ」はそれぞれ異なるため、複数の資料を使い分けていると、推計漏れや重複推計を検出しにくいという欠点がある。

そこで、「国勢調査」と「事業所・企業統計調査」の対応関係・乖離度合いを分析し、全体の従業者数を確定させておく。その後、各部門の従業者が、両センサスのどの部門に由来するものなのかを再度推計して整合性を検証することで、この問題を回避している。また、この処理は、「雇用表」及び「雇用マトリックス」を作成する上でも不可欠なものである。

なお、「国勢調査」、「事業所・企業統計調査」等は、或る一時点での調査であるから、一年間における取引を表章する産業連関表の単位とは一致しない。そこで、一年間における人数の変動を考慮に入れるため、「労働力調査」の月次変化を参考にしている。

(2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役員の別に1人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当は、各項目の常用雇用賃金に対する比率を推計し、先に求めた常用雇用賃金に乗じた。

ア 常用雇用賃金の推計

基本的には、従業者数推計に用いた統計資料と関連の深い賃金統計（「毎月勤労統計調査」や「工業統計調査」等）を用いて1人当たり常用雇用賃金を推計した。ただし、業務統計や業所管官庁の統計調査の中で、よりアクティビティに近いと考えられるものがある場合については、適宜そちらの数値を採用した。

イ 臨時・日雇賃金

「賃金構造基本統計調査」と「臨時・日雇労働費用等調査」を用いて、常用雇用賃金に対する倍率を算出した。

ウ 役員俸給

「法人企業統計」によって産業別に常用雇用賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常用雇用賃金に乘じることによって1人当たり役員俸給を推計した。

エ 社会保険料、その他の給与及び手当

社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当は、「就労条件総合調査」により現金給与総額に対する比率を計算した。